

自転車用ヘルメット着用促進事業の実施について

令和5年4月1日に改正道路交通法が施行され、これまで13歳未満が対象となっていた自転車用ヘルメット（以下、「ヘルメット」という。）着用の努力義務は、全年齢が対象となりました。

自転車利用中の交通事故において、ヘルメット未着用者の致死率は着用者の約2.2倍であるにもかかわらず、警察庁が実施した道路交通法改正直前の調査では、都内でのヘルメット着用率は5.6%と低迷していました。

区ではこの間、独自に着用率の調査を行うとともに、先行して実施している他自治体の助成制度の取組状況を調査してまいりました。これらの調査結果では、着用率が5.7%と低かったこと、また、他自治体の多くはヘルメット購入助成額が2,000円となっており、購入数が低い状況であったことがわかりました。

こうした状況を踏まえ、以下のとおり、ヘルメット着用率向上のため、東京都の自転車安全利用促進事業補助金を活用し区独自の「ヘルメット着用促進事業」を実施する予定となりましたので報告します。

1 事業の概要

(1) ヘルメット着用促進講習会

自転車のルール・マナーやヘルメットの正しい着用方法などについて講習を行ったうえで公道での実走を実施し、受講者に修了証を発行する。販売協力店において、修了証を提示した者を対象に、安全基準を満たしたヘルメットの購入費を助成する。

- 開催回数 令和5年度内 2回（1回2コマ、合計4コマ）
※講習会の参加者は「広報すぎなみ」などで募集
- 対象 区内在住（18歳以上）
- 実施人数 1回25人×4コマ=100名
- 参加費 無料
- ヘルメット購入助成額 上限5,000円

(2) ヘルメット着用促進協働型講習会

営業活動等で自転車を利用する区内事業所において、従業員等を対象とした講習を行い、受講者に修了証を発行する。区内販売協力店において、修了証を提示した者を対象に、安全基準を満たしたヘルメットの購入費を助成する。

- 開催回数 令和5年度内 5回
※講習会の開催を希望する事業所を「広報すぎなみ」などで募集
- 対象 区内事業所
- 実施人数 1会場30名程度×5回=150名程度
- 参加費 無料
- ヘルメット購入助成額 上限5,000円

(3) 自転車用ヘルメット購入助成

区内のヘルメット販売協力店において、安全基準を満たした自転車用ヘルメットを購入する個人を対象に助成する。販売協力店の協力により、購入者へ「自転車ルール・マナーテキスト」を配付し、自転車安全利用について普及・啓発を行う。

- 実施期間 令和5年11月1日から令和6年3月31日
※購入助成を「広報すぎなみ」などで周知
- 対象 区内在住（年齢制限なし）
- 助成限度 約6,000名
- ヘルメット購入助成額 上限3,000円

2 今後のスケジュール（予定）

令和5年11月 事業の開始（広報すぎなみ11月1日号などで周知）

3 その他

- 東京都「自転車安全利用促進事業補助金」の概要
 - ・区が行う自転車乗車用ヘルメットの購入助成額の1/2以内
（ヘルメット1個当たりの補助限度額は1,000円以内）
- 予算措置
 - ・歳入 都補助金 7,000千円（@1,000×7,000個）
 - ・歳出 ヘルメット購入助成 21,500千円（合計7,000個分）
（内訳：@5,000×250個 @3,000×6,750個）